

## 三鷹市緑化推進に関する指針

(目的)

第1条 この指針は、三鷹市緑と水の保全及び創出に関する条例（平成12年三鷹市条例第16号）第19条に規定する緑化基準の緑化の指導に関する手続等について定め、もって公共施設及び民間施設の緑化の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この指針における用語の意義は、三鷹市緑化基準の例による。

(緑化の基準等)

第3条 敷地内緑化の基準及び接道部緑化の基準並びに緑化面積の算定方法及び接道部緑化の長さの算定方法は、三鷹市緑化基準に定めるとおりとする。

(計画書の提出)

第4条 次の計画を行おうとする者は、あらかじめ緑化計画書（様式第1号）を1部市長に提出するものとする。ただし、三鷹市まちづくり条例（平成8年三鷹市条例第5号）第24条第1項に規定する開発事業を除く。

(1) 250平方メートル以上の敷地で建築計画。ただし、建築面積等が100平方メートル未満の増設を除く。

(2) 250平方メートル以上の土地での開発計画

2 前項の緑化計画書には、案内図、緑化計画図及び植栽樹木等一覧表（様式第2号）を添付するものとする。

3 国又は他の地方公共団体は、第1項各号に定める計画を行おうとするときは、第1項の緑化計画書の提出に代えて、市長と協議をするものとする。

(緑化の指導)

第5条 市長は、前条第1項の規定により提出された緑化計画書が第3条の緑化の基準等に適合していないときは、緑化計画書を提出した者に対し指導することができる。

(完了報告書の提出)

第6条 第4条第1項の緑化計画書を提出した者は、当該緑化計画書に係る緑化を完了したときは、緑化完了報告書（様式第3号）を1部市長に提出するものとする。

2 前項の緑化完了報告書には、緑化完了図及び緑化完了写真を添付するものとする。

(緑地等の維持管理)

第7条 この指針により緑化をした者は、その緑化の適正な維持管理に努めるものとする。

(協議)

第8条 敷地の用途、形状その他の事情により、第3条に定める基準による緑化計画書を作成し難い者は、別途市長と協議をするものとする。

(委任)

第9条 この指針に定めるもののほか必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

附則

この指針は、平成14年4月1日から施行する。